

郡山市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成25年4月19日制定

平成26年10月1日一部改正

平成28年1月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月18日一部改正

平成30年9月20日一部改正

平成30年12月13日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和元年12月10日一部改正

令和2年8月11日一部改正

令和3年3月17日一部改正

令和3年4月21日一部改正

令和3年5月28日一部改正

令和4年4月15日一部改正

[こども部こども家庭支援課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭等の母等が就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関において修業するに当たり、生活費の負担の軽減を図るとともに当該資格の取得を容易にし、もって母子家庭等の母等の経済的自立を促進することを目的として高等職業訓練促進給付金等（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭等の母等 母子家庭の母又は父子家庭の父であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) 養成機関 第5条に掲げる資格の取得を目的とした養成機関であり、通信教育によらないものをいう。
- (3) 修業開始日 養成機関における修業を開始した日をいう。
- (4) 修了日 養成機関における養成課程を修了した日をいう。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第4条 給付金の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 訓練促進給付金 修業開始日において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- ア 市内に住所を有する母子家庭等の母等であること。
- イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第 238 号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）
- ウ 養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）養成課程を修業し、第5条に掲げる資格の取得が見込まれる者であること。
- エ 就業又は育児と養成機関における修業の両立が困難であると認められる者であること。
- オ 原則として過去にこの要綱に基づく訓練促進給付金若しくは他の地方公共団体において高等職業訓練促進給付金を受給していないこと又は現に中央職業能力開発協会が実施する緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金その他訓練促進給付金と趣旨を同じくする他の給付を受けていないこと。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合であって通算48月を超えない範囲において支給を受けようとする者はその限りではない。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給して差し支えない。）

(2) 修了支援給付金 修業開始日及び修了日において前号アからオまでの要件のいずれにも該当する者。

(対象資格)

第5条 給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものとし、次のとおりとする。

なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）も対象とする。

- (1) 看護師（准看護師を含む。）
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 歯科衛生士
- (7) 美容師
- (8) 社会福祉士
- (9) 製菓衛生師
- (10) 調理師
- (11) あん摩マッサージ指圧師
- (12) 鍼灸師
- (13) 柔道整復師
- (14) 理容師
- (15) 言語聴覚士
- (16) 保健師
- (17) 歯科技工士
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める資格
(支給額)

第6条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金

ア 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（請求のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条に基づき課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 100,000 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額 140,000 円。平成24年3月31日以前に修業を開始した者にあつては、月額 141,000 円）

イ アに掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額 110,500 円。）

(2) 修了支援給付金

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する年度が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

イ アに掲げる者以外の者 25,000円

（支給対象期間）

第7条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、修業する期間の全期間（上限48月）とする。ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者は修業する期間の全期間とする。

（訓練促進給付金の支給等）

第8条 訓練促進給付金は、第10条1項の規定による申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までの間において、対象者が第4条第1号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、月ごとに支給する。

2 第12条第1項の規定による修業状況の確認等ができたときは、対象者へ当該月の訓練促進給付金を翌月の31日までに支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外の事由により対象者が月の初日から末日までの間養成機関における就業した日がない場合は、当該月分に係る訓練促進給付金は、支給しない。

（事前相談）

第9条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に給付金を受けることについて、相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。

2 市長は、事前相談において申請者から生活状況、職業経験、有する資格及び技能、希望する職種、職業生活の展望等を聴取することにより、養成機関における修業の有効性及び必要性について確認するものとする。

(支給申請)

第10条 申請者は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し
- ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（第1号様式の2（「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- エ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金の支給の対象となる月の属する年度（支給の対象となる月が4月から7月までの場合は、前年度）分の課税証明書又は非課税証明書その他第6条(1)アに掲げる者に該当することを証明する書類
- オ 養成機関の長が証明する在籍証明書
- カ アからオに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 修了支援給付金

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（第1号様式の2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）
- エ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）分の課税証明書又は非課税証明書
- オ 養成機関の長が証明する修了証明書の写し
- カ アからオに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 給付金の申請の時期は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金 修業開始日以降の日

(2) 修了支援給付金 修了日から起算して30日以内。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。ただし、申請者が当該期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(支給決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査した上で、支給の可否を決定し、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第2号様式）又は高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(修業状況の確認等)

第12条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、定期的に出席状況報告書（第4号様式）、単位取得証明書、成績証明書等の提出を求めることにより当該支給決定者の修業状況を確認するほか、給付金の支給に関して必要な報告を求めることができる。

2 支給決定者は、第4条に掲げる要件に該当しなくなったとき又は養成機関における修業を途中で取りやめたときは、高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

3 支給決定者は、当該支給決定者若しくは当該支給決定者同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったとき、又は世帯を構成する者に異動があったときは、高等職業訓練促進給付金等受給資格変更届（第6号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(変更決定)

第13条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による届出等に基づき給付金の額を変更したときは、高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書（第7号様式）により支給決定者に通知するものとする。

(修了報告)

第14条 支給決定者は、養成機関における養成課程を修了したときは、養成機関の長が認定する修了証明書の写しを、修了日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第15条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第12条第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により給付金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、高等職業訓練促進給付金等支給取消決定通知書（第8号様式）により支給決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、高等職業訓練促進給付金等返還命令書（第9号様式）により、既に支給している給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月19日から施行し、平成25年度以後の年度分の給付金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に他の地方公共団体（福島県を除く。）が実施する高等技能訓練促進費等の給付を受けている者は、この要綱の施行の日以後は、この要綱の規定に基づく訓練促進費の対象者とみなす。ただし、この要綱の施行の日後に第4条第1号の要件に該当しなくなったときは、この限りでない。
- 3 この要綱の施行の際現に他の地方公共団体が実施する訓練促進費を受給している期間があるときは、当該訓練促進費を受給している期間は、この要綱の施行の日以後は、第7条の規定による支給対象期間とみなす。
- 4 平成24年4月1日において対象資格を通信教育により修業している者であってこの要綱の施行日前に他の地方公共団体が実施する訓練促進費の支給を受けているものは、この要綱の施行日以後は、なお、この要綱の規定による訓練促進費の支給を受けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1号様式、第1号様式の2、第4号様式から第6号様式までの改正規定（「㊟」を削る部分に限る。） 令和3年3月17日

(2) 第4号様式の改正規定（「郡山市子ども支援課子ども家庭相談センター」を「郡山市子ども家庭支援課子ども家庭相談センターに改める規定」） 令和3年4月1日

(経過措置)

- 2 (1) 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- (2) 受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」と

読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月23日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 (1) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者で

あったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(2) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 この要綱の施行の際に現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第10条関係）

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

郡山市長

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

（※高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金のどちらかに○をつけてください。）

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)	
	個人番号			
②住所	(〒 -)		電話 () -	
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）（※カッコ内のどちらかに○を付けてください。）			
④養成機関及び修業内容	養成機関名			
	住所	(〒 -)		電話 () -
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師・柔道整復師・理容師・言語聴覚士・保健師・歯科技工士		
⑤希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
申請に当たり、支給の決定に際して必要が生じた場合には、私及び私と同一世帯に属する者の所得、課税の状況について担当課に照会することに同意します。 申請者氏名				
(備考)				

(裏面)

⑥申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月日生(歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

第1号様式の2（第10条関係）

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

郡 山 市 長

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					

（注意事項）

- ・この申立書高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

（添付書類）

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

様

郡山市長



高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を決定しましたので通知します。

記

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生	
	-----		(歳)	
②住所	(〒 -)	電話 ()		
		-		
③養成機関 及び修業 内容	養成機関名			
	住所	(〒 -)		
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・ 調理師・あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師・柔道整復師・理容師・ 言語聴覚士・保健師・歯科技工士		
④支給内容	支給予定期間	年 月 日から 年 月 日までの か月 (訓練促進給付金の申請の場合のみ記載)		
	支給額	訓練促進給付金月額 円・修了支援給付金 円		

備考

- 1 高等職業訓練促進給付金の支払いを受けようとするときは、支給対象月の翌月10日までに、支給対象月分に係る第4号様式「出席状況報告書」を提出してください。
- 2 母子家庭等の母等でなくなったこと、郡山市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、速やかに第5号様式「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」を提出してください。
- 3 申請内容に異動があったときは、速やかに第6号様式「高等職業訓練促進給付金等受給資格変更届」に変更内容に係る証明書類を添えて提出してください。
- 4 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し又は変更し、すでに支給している高等職業訓練促進給付金等があるときは返還となることがあります。

第 年 月 日 号

様

郡山市長



高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書

先に提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請書を審査した結果、下記理由により申請を却下することと決定しましたので通知します。

記

申請を却下した理由

出席状況報告書

年 月 日

郡山市長

氏名

次のとおり出席状況等報告します。

支給対象月	出席日数	備 考
年 月	日	

上記のとおり出席日数等を証明します。

年 月 日

養成機関
所在地
養成機関名
養成機関の長

⑩

注 太線枠内で囲んだ部分は養成機関で記入・証明の上御提出願います。

（お願い）

各養成機関の長 様

郡山市では、母子家庭等の母等が看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師、理容師、言語聴覚士、保健師、歯科技工士等の資格を取得するため、養成機関等で修業している場合、「高等職業訓練促進給付金」等を支給する郡山市高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

この事業では、母子家庭等の母等の養成機関等への出席状況を毎月確認し、高等職業訓練促進給付金の支給要件を確認しています。

つきましては、お手数ですが、本書の上記太線枠内について証明いただき、御本人に交付いただきますようお願いいたします。

(記入方法)

- 1 支給対象月毎に出席日数を記入願います。
- 2 証明日、養成機関の所在地、養成機関名、養成機関の長を記載の上、押印願います。
- 3 夏期休暇等、年間カリキュラムに組み込まれている長期休暇で、出席日数が0日の場合は、出席日数欄に0を記入し、備考欄に「夏期休暇〇月〇日から〇月〇日」等と記入してください。

お問い合わせは、郡山市子ども家庭支援課子ども家庭相談センター 電話 024-924-3341 へ
お願いします。

第5号様式（第12条関係）

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

郡山市長

氏名

下記の理由により、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の受給の資格が喪失したので届出ます。

(※高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金のどちらかに○をつけてください。)

記

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		日生 (歳)

②住所	(〒 -)		電話 ()		
③養成機関 及び修業 内容	養成機関名				
	住所	(〒 -)			
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	夜間・昼間	
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・ 調理師・あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師・柔道整復師・理容師・ 言語聴覚士・保健師・歯科技工士			
④支給内容	支給予定期間	年 月 日～ 年 月 日			
	支給額	訓練促進給付金月額 円・修了支援給付金 円			
⑤資格喪失の理由 (具体的に)					
⑥理由発生日	年 月 日				
備考					

第 6 号様式（第12条関係）

高等職業訓練促進給付金等受給資格変更届

年 月 日

郡 山 市 長

氏 名

下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	(〒 -)		電話 () -	
②住 所	養成機関名			
	住 所	(〒 -) 電話 () -		
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	夜 間 ・ 昼 間 通 信
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・ 調理師・あん摩マッサージ指圧師 ・鍼灸師・柔道整復師・理容師・ 言語聴覚士・保健師・歯科技工士		
④支給内容	支給予定期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	支 給 額	訓練促進給付金月額 円・修了支援給付金 円		
⑤変 更 内 容				
⑥変 更 年 月 日		年 月 日		
備 考				

様

郡 山 市 長



高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給額の変更を決定しましたので通知します。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日		日生 (歳)

②住 所	(〒 -)		電話 ()		
③養成機関 及び修業 内容	養成機関名				
	住 所	(〒 -)		電話 () -	
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	夜 間 ・ 昼 間 通 信	
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・ 調理師・あん摩マッサージ指圧師 ・鍼灸師・柔道整復師・理容師・ 言語聴覚士・保健師・歯科技工士			
④支給内容	支給予定期 間 (変更分)	年 月 日から 年 月 日までの か月 (訓練促進給付金の申請の場合のみ記載)			
	支 給 額 (変更後)	訓練促進給付金月額		円・修了支援給付金	円
⑤支給額変更の理由					

備考

- 母子家庭等の母等でなくなったこと、郡山市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、速やかに第5号様式「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」を提出してください。
- 申請内容等に異動があったときは、速やかに第6号様式「高等職業訓練促進給付金等受給資格変更届」に変更内容に係る証明書類を添えて提出してください。
- 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し又は変更し、既に支給している高等職業訓練促進給付金等があるときは返還となる場合があります。

様

郡 山 市 長



高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給決定を取り消しましたので通知します。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 (歳)	
	(〒 -)		電話 () -	
③養成機関 及び修業 内容	養成機関名			
	住 所	(〒 -) 電話 () -		
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	夜 間 ・ 昼 間
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・ 調理師・あん摩マッサージ指圧師 ・鍼灸師・柔道整復師・理容師・ 言語聴覚士・保健師・歯科技工士		
④支給内容	支給予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
	支 給 額	訓練促進給付金月額 円・修了支援給付金 円		
⑤取 消 理 由				
⑥受給資格喪失年月日		年 月 日		
備 考				

第 号
年 月 日

様

郡 山 市 長



高等職業訓練促進給付金等返還命令書

年 月 日付け 第 号により決定した高等職業訓練促進給付金等について、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 額 金 円

返還額内訳 年 月分から 年 月分まで

返還金については、別に市が発行する納入通知書により納付すること。